

奨学金給付規程

第1章 総則

一般財団法人大森昌三記念財団定款第4条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 この法人の奨学生となるものは、日本国内の大学、大学院に在学している学生で、
学業、人物とも優秀であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学奨学生
- (2) 大学院奨学生

(奨学金の給付期間および金額)

第3条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 大学奨学生 月額30,000円
- (2) 大学院奨学生 月額30,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、この法人あての奨学生願書に在学学校長等の推薦書および在学証明書を添えて、この法人に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果は、在学学校長等を経て本人に通知する。

(奨学金の給付)

第6条 奨学金は、毎月一定日に給付するものとし、特別の事情があるときは3ヶ月分以上を合わせて給付することができる。

2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績および生活状況の報告)

第7条 奨学生は毎年度末に学業成績表、生活状況報告書、および在学証明書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき
 - (3) 氏名、住所等を変更したとき
 - (4) 3ヶ月以上の長期に渡り留学するとき
- (奨学金の停止)

第9条 奨学生が休学等し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで在学学校長等を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号に該当すると認めるときは、在学学校長等の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (7) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生はいつでも、在学学校長等を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第13条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年5月15日から施行する。（平成27年5月15日理事会議決）